



(Japan Skipjack tuna Society)

令和元年度

通常総会議案書

*とき 令和元年6月29日(土) 11時00分～

*ところ 東京海洋大学 越中島キャンパス

2号館 2101 教室

東京都江東区越中島 2-1-6

TEL : 03-5245-7312

日本カツオ学会事務局

〒780-8073

高知市朝倉本町2丁目17-47 高知大学次世代地域創造センター内

TEL : 088-844-8734 FAX : 088-844-8556

E-mail : katsuo@kochi-u.ac.jp <http://www.katsuo-gakkai.jp>



(Japan Skipjack tuna Society)

通 常 総 会 次 第

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人指名

5. 議 事

第 1 号議案 平成30年度事業報告について・・・・・・・・・・ P. 1

第 2 号議案 平成30年度収支決算報告について・・・・・・・・ P. 4

第 3 号議案 役員人事等について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6

第 4 号議案 令和元年度事業計画(案)について・・・・・・・・ P. 11

第 5 号議案 令和元年度収支予算(案)について・・・・・・・・ P. 13

第 6 号議案 定款の一部変更について・・・・・・・・・・・・ P. 14

第 7 号議案 その他

6. 閉 会



(Japan Skipjack tuna Society)

第1号議案

平成30年度事業報告

1. 概況報告

日本カツオ学会は、カツオに興味や関心を持つ、あらゆる人々が集い、各種の情報交換をはじめ、相互の交流と連携をもとに、調査研究を継続して行う機会、協働の図れる場づくりを目指して、産学官からなる発起人のもとに平成23年1月8日高知県黒潮町で誕生した。

本学会は、会費収入を主たる財源としていることから、その後、徐々に発起人や関係自治体などを中心として、会員確保の活動を開始するとともに、カツオに関係する企業群にも本学会への参画について声掛けを進めて行った。

この結果、現状では(平成31年3月末)、個人会員140名、団体会員36団体、賛助会員7団体の会員登録を得るまでになっている。

「会報誌」の発行については、9月に1回発行を行った。

2. 平成30年度 カツオセミナー

平成30年7月7日(土)、東京海洋大学越中島キャンパスを会場に、「平成30年度 カツオセミナー～カツオの価値と持続可能性を考える～」を開催した。大学教員、水産関係者、食品産業従事者等、約100名の参加者が集まり、様々な情報交換の場となった。

<プログラム>

基調講演① 13:05～13:35

「カツオ資源状況と最新の研究トピックス」

小倉 未基 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 国際水産資源研究所

基調講演② 13:35～14:05

「太平洋沿岸カツオ標識放流共同調査 (台湾から与那国島を経て日本海、太平洋まで)」

笹倉 豊喜 フェージョン有限会社代表取締役

特別講演 14:05～14:25

「“高知カツオ県民会議”の発足とその活動について」

受田 浩之 高知大学副学長、高知カツオ県民会議会長代理、日本カツオ学会副会長

基調講演③ 14:35～15:05

「持続可能なカツオ漁業とMSC認証」

鈴木 允 MSC (海洋管理協議会) 漁業担当マネージャー



(Japan Skipjack tuna Society)

一般講演 15:05~15:50

「酵素比色法による水産物中のヒスタミンの簡易検査」

及川 貴史 (キッコーマンバイオケミファ(株))

「各種節類中の新規機能性成分環状ジペプチドの定量」

山本憲司¹、大塚祐季²、島村智子²、柏木丈拵²、受田浩之³ (1サントリーグローバルイノベーションセンター(株)、2高知大・農、3高知大・地域セ)

「かつお節の香りに機能あり」

網塚 貴彦、原口 賢治、斉藤 司 (長谷川香料株式会社)

総合討論 16:00~17:25

小倉 未基 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 国際水産資源研究所

笹倉 豊喜 フュージョン有限会社代表取締役

鈴木 允 MSC (海洋管理協議会) 漁業担当マネージャー

司会: 受田 浩之 高知大学副学長、高知カツオ県民会議会長代理、日本カツオ学会 副会長

3. 平成30年度 カツオフォーラム

平成31年1月26日(土)、那智勝浦町体育文化会館(和歌山県)を会場に、「平成30年度 カツオフォーラムin南紀」を和歌山県新宮市・那智勝浦町の協力を得て開催した。「カツオをめぐる地域間交流」をテーマに、研究者や地元の漁業関係者、役場関係者など約100名が参加し、盛会裏に開催できた。

<プログラム>

①特別報告 14:20~15:40

「ケンケン漁の始まりと伝播」

(日本カツオ学会 会長 川島 秀一 氏)

「南紀地方の曳き縄漁の現況」

(和歌山県漁業協同組合古座支所 支所長 杉本 武雄 氏)

「和歌山県におけるカツオひき縄漁の動向とカツオ研究の紹介」

(和歌山県水産試験場 資源海洋部 副主査研究員 小林 慧一 氏)

②基調講演 15:55~16:40

「新宮市と気仙沼市の地域間交流事業」

(新宮市 市議会議員 屋敷 満雄 氏)

③学会特別講演 16:40~17:20

「クロマグロの漁獲規制問題と沿岸家族漁業」

(茨城大学客員研究員・JCFU全国沿岸漁民連絡協議会事務局長・日本カツオ学会運営委員 二平 章 氏)

4. 役員会



(Japan Skipjack tuna Society)

平成30年度通常役員会は、高知市にて平成31年3月6日(水)17:00から開催。

協議事項としては、

- ① 平成30年度事業報告について
- ② 平成30年度収支決算報告(見込み)について
- ③ 役員人事等について
- ④ 平成31年度事業計画(案)について
- ⑤ 平成31年度収支予算(案)について
- ⑥ 定款の一部変更について
- ⑦ その他

以上を協議し、通常総会へ諮ることとした。

5. 会報誌の発行

「会報誌」の発行は、本学会を広く広報するとともに会員確保の一助とするために、当初より計画して検討してきた。

9月の1回の発行となった。

なお、会報誌の概要は次のとおりである。

日本カツオ学会会報(第8巻・第1号)の概要・・・9月発行

- ① 日本カツオ学会の活動方針
- ② 日本カツオ学会平成30年度通常総会開催報告
- ③ 平成30年度カツオセミナー開催報告

6. 共催・後援等

「第8回枕崎カツオマイスター検定」を計画している枕崎カツオマイスター検定推進協議会(会長:枕崎市長)から要請があり昨年に引き続き、共催した。

認定試験:平成30年11月24日(土)・25日(日)

「高知カツオ県民会議第4回シンポジウム」を計画している高知カツオ県民会議事務局長から要請があり昨年に引き続き、共催した。

シンポジウム開催日:平成31年2月5日(火)

第2号議案

平成30年度 日本カツオ学会 収支決算書

【収入の部】

単位：円

費目	予算額	決算額	増減(△)額	説明
1. 会費	574,000	555,000	△ 19,000	
個人会員	114,000	75,000	△ 39,000	25件 × 3,000円 = 75,000円
団体会員	280,000	240,000	△ 40,000	24件 × 10,000円 = 240,000円
賛助会員	180,000	240,000	60,000	8件 × 30,000円 = 240,000円
2. 雑入	4	3	△ 1	
雑入	4	3	△ 1	預金利息 3円
3. 繰越金	243,117	243,117	0	
前年度繰越金	243,117	243,117	0	前年度繰越し金 243,117円
合計	817,121	798,120	△ 19,001	

【支出の部】

費目	予算額	決算額	増減(△)額	説明
1. 事業費	648,200	671,360	23,160	
総会費	20,000	0	△ 20,000	0円
カツオセミナー費	200,000	197,660	△ 2,340	日本カツオ学会 平成30年度カツオセミナー等 197,660円
カツオシンポジウム費	350,000	415,500	65,500	カツオフォーラムin南紀 現地実行委員会補助金等 415,500円
広報費	58,200	58,200	0	学会HP年間ランニング費用 58,200円
会報費	20,000	0	△ 20,000	
2. 事務局費	78,000	35,680	△ 42,320	
事務経費	78,000	35,680	△ 42,320	振込手数料 9,720円 郵便料等立替分 25,960円
3. 予備費	90,921	0	△ 90,921	
予備費	90,921	0	△ 90,921	
合計	817,121	707,040	△ 110,081	

歳入歳出決算

【収入】

798,120 円

【支出】

707,040 円

=

91,080 円

を翌年度へ繰り越す。

監 査 報 告 書

平成30年度日本カツオ学会の会計監査の結果を下記のとおり報告いたします。

1 監査年月日 平成 31 年 5 月 20 日

2 監査結果

平成30年度 日本カツオ学会の収支決算について監査したところ、会計諸帳簿・証票書類等、いずれも正確にかつ適正に処理され不都合な点を発見せず、正当なものと認めたので報告します。

平成 31 年 5 月 20 日

監事 増崎 勝敏 

監事 二宮 真弓 



(Japan Skipjack tuna Society)

第3号議案

役員人事について

日本カツオ学会役員(任期：2019.4.1～2021.3.31)

役職名	氏名	所属	新任・留任
会長	川島 秀一	東北大学災害科学国際研究所	留任
副会長	受田 浩之	国立大学法人高知大学理事	留任
副会長	久塚 智明	(株)FBTプランニング	留任
副会長	大西 勝也	高知県黒潮町町長	留任
会計役	今西 文明	高知県黒潮町	留任
事務局長	吉用 武史	高知大学次世代地域創造センター	留任
運営委員	二平 章	茨城大学人文学部	留任
運営委員	上田 不二夫	元・沖縄大学	留任
運営委員	大海原 宏	元・東京水産大学	留任
運営委員	和田 俊	元・東京海洋大学	留任
運営委員	下田代 邦伯	高知県黒潮町	新任
運営委員	前田 祝成	鹿児島県枕崎市市長	留任
運営委員	末永 芳美	元・東京海洋大学	留任
運営委員	小倉 未基	国立研究開発法人水産研究・教育機構	留任
運営委員	山下 秀幸	国立研究開発法人水産研究・教育機構	留任
運営委員	今澄 誠司	(株)久原本家	留任
運営委員	森岡 克司	高知大学農林海洋科学部	留任
運営委員	島村 智子	高知大学農林海洋科学部	留任



(Japan Skipjack tuna Society)

運営委員	土居 幹治	マルトモ(株)	留任
監事	増崎 勝敏	大阪府立旭高等学校	留任
監事	和泉 政彦	高知県土佐清水市	新任

日本カツオ学会定款より抜粋

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名
会計役	1名
事務局長	1名
運営委員	若干名
監 事	2名

(選任等)

第13条 役員は総会において選任する。

- 2 監事については、会員以外の者から選任することができる。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 省略

(任 期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。



(Japan Skipjack tuna Society)

企画委員・編集委員の選任について

日本カツオ学会 企画委員(任期：2019. 4. 1～2021. 3. 31)

委 員		役職名	所 属	新任・留任
委員長	受田 浩之	副会長	国立大学法人高知大学理事	留任
委員	大西 勝也	副会長	高知県黒潮町 町長	留任
委員	上田 不二夫	運営委員	元・沖縄大学	留任
委員	和田 俊	運営委員	元・東京海洋大学	留任
委員	前田 祝成	運営委員	鹿児島県枕崎市 市長	留任
委員	末永 芳美	運営委員	元・東京海洋大学	留任
委員	小倉 未基	運営委員	国立研究開発法人水産研究・教育機構	留任
委員	島村 智子	運営委員	高知大学 農林海洋科学部	留任
委員	土居 幹治	運営委員	マルトモ(株)	留任

日本カツオ学会定款より抜粋

第10章 企画委員会

(設置等)

第41条 役員会のもとに企画委員会を置く。企画委員会は企画委員長及び企画委員で構成し、企画委員長がこれを代表する。

(選任等)

第42条 企画委員は若干名とし、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 企画委員長は、選任された企画委員の互選による。

(職務)

第43条 企画委員会は、本会の実施する事業の企画を主管する。



(Japan Skipjack tuna Society)

日本カツオ学会 編集委員(任期：2019. 4. 1～2021. 3. 31)

委 員	役職名	所 属	新任・留任	
委員長	川島 秀一	会長	東北大学 災害科学国際研究所	留任
委員	久塚 智明	副会長	株式会社 FBT プランニング	留任
委員	二平 章	運営委員	茨城大学人文学部	留任
委員	大海原 宏	運営委員	元・東京水産大学	留任
委員	下田代 邦伯	運営委員	高知県黒潮町	新任
委員	山下 秀幸	運営委員	国立研究開発法人水産研究・教育機構	留任
委員	森岡 克司	運営委員	高知大学 農林海洋科学部	留任

日本カツオ学会定款より抜粋

第 11 章 編集委員会

(設置等)

第 44 条 役員会のもとに編集委員会を置く。編集委員会は編集委員長及び編集委員で構成する。

(選任等)

第 45 条 編集委員は、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 編集委員長は、選任された編集委員の互選による。

(職務)

第 46 条 編集委員会は、本会の発行する会誌その他の出版物の編集業務を主管する。



(Japan Skipjack tuna Society)

顧問の委嘱について

日本カツオ学会 顧問(任期：2019.4.1～2021.3.31)

役職名	氏名	所属	新任・留任
顧問	宮原 正典	国立研究開発法人水産研究・教育機構	留任
顧問	若林 良和	愛媛大学南予水産研究センター	留任

日本カツオ学会定款より抜粋

第4章 顧問

(顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者又は本会に功労のあった者の中から総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
- 4 顧問は、無報酬とする。
- 5 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。



(Japan skipjack tuna Society)

第4号議案

令和元年度事業計画(案)

日本カツオ学会は、平成23年1月8日の発足以来、8年目を迎え、カツオフォーラム、カツオセミナーを開催し、カツオ学会関係者並びにカツオ産業関係者の皆様が本学会活動を通じて、カツオの資源・経済・社会・文化など多様な価値を問い直すことを念頭に、次のとおり事業展開を行う。

1. 「令和元年度カツオセミナー～かつお節の食品的・文化的価値を考える～」の開催

学術関係者や企業人からの情報発信の場としてのカツオセミナーを開催

(1) 日時：令和元年6月29日(土) 13時30分から

(2) 場所：東京海洋大学 越中島キャンパス 2号館2101教室
(〒135-8533 東京都江東区越中島2-1-6)

(3) 概要

- ① 開会の挨拶：日本カツオ学会 会長 川島 秀一 氏
- ② 基調講演：荻野目望 氏 (株式会社にんべん 研究開発部)
- ③ 特別講演：竹内太一 氏 (有限会社竹内商店 専務取締役)
- ④ 一般講演①：及川貴史 氏 (キッコーマンバイオケミファ株式会社)
②：瀬崎秀信 氏 (枕崎水産加工業協同組合)
③：受田浩之 氏 (高知カツオ県民会議 会長代理)
市川 幸 氏 (高知カツオ県民会議 事務局)
- ⑤ 総合討論：泥谷光信 氏 (高知県土佐清水市長)
永松真依 氏 (かつおちゃん かつお食堂店主)
荻野目望 氏 (株式会社にんべん 研究開発部)
竹内太一 氏 (有限会社竹内商店 専務取締役)
司会：受田浩之 氏 (高知大学理事、日本カツオ学会 副会長)
- ⑥ 交流会

2. 「令和元年度カツオフォーラム in 志摩市」(案)の開催

自治体や現場の声を反映する場としてのカツオフォーラムを開催
(開催候補地及び日程等調整中)



(Japan skipjack tuna Society)

3. 会員の確保

地域・領域・学問・立場など様々なレベルを超えて、つむぎ合うために、全国のカツオに興味や関心を持つ多くの人に参加を呼び掛け、学会の発展を目指す。

また、年度の切り替え時期には、最も多い個人会員の人事異動などを考慮して、関係機関においては、会員の維持・確保に向けた対応を積極的に行っていく。

4. 恒常的事業

(1) 日本カツオ学会ホームページの充実

平成23年9月に立ち上げた本学会のホームページの充実を図るとともに、会員相互の情報交換の場として活用、展開していく。

また、会員相互の情報交換に加えて、社会に発信すべきカツオの価値の再認識に繋がる活動や情報等、本学会が協力する他機関の活動も含めて学会ホームページを活用した発信を適宜行う。

(2) 日本カツオ学会会報誌の発行

本学会活動を広く広報し周知を図るために、引き続き会報誌を発行する。発行回数は2回を目標とする。

(3) 役員会及び企画委員会と編集委員会の開催

必要に応じて、臨時役員会や両委員会の開催を行う。特に、企画委員会と編集委員会にあっては、メール会議等を活用して各委員に周知を図りながら、意見集約を行い、より多くの意見が結果に反映できるように対応していく。

収入の部

単位:円

費目	前年予算額	予算額	増減額	説明
1. 会費	574,000	555,000	△ 19,000	
個人会員	114,000	75,000	△ 39,000	25人 × 3,000円 = 75,000円
団体会員	280,000	240,000	△ 40,000	24団体 × 10,000円 = 240,000円
賛助会員	180,000	240,000	60,000	8口 × 30,000円 = 240,000円
2. 雑入	4	3	△ 1	
雑入	4	3	△ 1	預金、金利他(H30年度実績額)
3. 繰越金	243,117	91,080	△ 152,037	
前年度繰越金	243,117	91,080	△ 152,037	
合計	817,121	646,083	△ 171,038	

支出の部

単位:円

費目	前年予算額	予算額	増減額	説明
1. 事業費	648,200	398,200	△ 250,000	
総会費	20,000	20,000	0	令和元年6月開催
カツオセミナー費	200,000	100,000	△ 100,000	令和元年6月開催
カツオシンポジウム費	350,000	200,000	△ 150,000	フォーラム補助 200,000円
広報費	58,200	58,200	0	HP維持費 58,200円
会報費	20,000	20,000	0	会報誌発行(10,000円×2回)
2. 事務局経費	78,000	78,000	0	
事務経費	78,000	78,000	0	通信運搬費 20,000円 監事旅費(1人分) 13,000円 土佐清水～黒潮町(1泊2日) 13,000円 消耗品等 45,000円
3. 予備費	90,921	169,883	78,962	
予備費	90,921	169,883	78,962	
合計	817,121	646,083	△ 171,038	

第 6 号議案

定款の一部変更について

1. 定款変更事項
主たる事務所の住所変更

2. 定款変更の理由
高知大学の組織改組により、平成 30 年 10 月 1 日付けで地域連携推進センターから次世代地域創造センターに改組されたため。

3. 定款変更の内容
変更内容は、別紙 現行定款・変更定款案新旧比較表（案）のとおり

4. 添付資料
現行定款・変更定款案新旧比較表（案）
日本カツオ学会定款（変更案）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 条項省略 （事務所）</p> <p>第2条 本会の主たる事務所を高知市朝倉本町2丁目17-47 国立大学法人高知大学 <u>地域連携推進センター</u>内に置く。</p> <p>第3条～第4条 条項省略</p> <p>第2章 会 員</p> <p>第5条～第11条 条項省略</p> <p>第3章 役 員</p> <p>第12条～第17条 条項省略</p> <p>第4章 顧 問</p> <p>第18条 条項省略</p> <p>第5章 総 会</p> <p>第19条～第26条 条項省略</p> <p>第6章 役員会</p> <p>第27条～第30条 条項省略</p> <p>第7章 資産及び会計</p> <p>第31条～第35条 条項省略</p> <p>第8章 定款の変更及び解散</p> <p>第36条～第38条 条項省略</p> <p>第9章 事務局</p> <p>第39条～第40条 条項省略</p> <p>第10章 企画委員会</p> <p>第41条～第43条 条項省略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 条項省略 （事務所）</p> <p>第2条 本会の主たる事務所を高知市朝倉本町2丁目17-47 国立大学法人高知大学 <u>次世代地域創造センター</u>内に置く。</p> <p>第3条～第4条 条項省略</p> <p>第2章 会 員</p> <p>第5条～第11条 条項省略</p> <p>第3章 役 員</p> <p>第12条～第17条 条項省略</p> <p>第4章 顧 問</p> <p>第18条 条項省略</p> <p>第5章 総 会</p> <p>第19条～第26条 条項省略</p> <p>第6章 役員会</p> <p>第27条～第30条 条項省略</p> <p>第7章 資産及び会計</p> <p>第31条～第35条 条項省略</p> <p>第8章 定款の変更及び解散</p> <p>第36条～第38条 条項省略</p> <p>第9章 事務局</p> <p>第39条～第40条 条項省略</p> <p>第10章 企画委員会</p> <p>第41条～第43条 条項省略</p>

<p>第 11 章 編集委員会 第 44 条～第 46 条 条項省略</p> <p>第 12 章 補 則 第 47 条 条項省略</p> <p>附則 1～3 省略</p> <p>(新規 附則)</p>	<p>第 11 章 編集委員会 第 44 条～第 46 条 条項省略</p> <p>第 12 章 補 則 第 47 条 条項省略</p> <p>附則 1～3 省略</p> <p>附則 <u>この定款は、令和元年6月 29 日から施行する。</u></p>
--	---

日本カツオ学会 定款(変更案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本カツオ学会(英名: Japan Skipjack tuna Society)と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を高知市朝倉本町2丁目17-47 国立大学法人高知大学次世代地域創造センター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、日本の豊かな食文化を醸成してきたカツオの価値を見直し、カツオとの「上手な付き合い方」を探るために、カツオ産業の盛んな地域と産・学・官の関係者、及び、カツオに興味のある人々が集い、情報や意見を交換して、将来にわたり、カツオに関する多面的な事業を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)カツオに関するイベント(フォーラム及びセミナー等)の開催
- (2)カツオに関する調査及び研究等の実施
- (3)カツオに関する刊行物(学会誌、会報、書籍等)の出版
- (4)カツオに関するネットワークの整備
- (5)その他、本学会の目的を達成するための諸事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1)個人会員:本会の目的に賛同して入会した個人
- (2)団体会員:本会の目的に賛同して入会した団体
- (3)賛助会員:本会の目的に賛同して入会した企業・団体・機関・個人

2 会員は、本会発行の会誌及び会報の配布を受け、併せて会誌、会報に投稿すること、本会主催のフォーラム及びセミナー等で発表することができる。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きにて会長に申し込まなければならない。ただし、本会の目的に反する行為を行った者や、学会の名誉を著しく損なう行為を行った者に対しては、運営委員会に諮り、入会を拒むことができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である企業・団体・機関が消滅したとき
- (3)2年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の一つに該当する場合には、総会において、出席した個人会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)本会の定款に違反したとき
- (2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名
会計役	1名
事務局長	1名
運営委員	若干名
監 事	2名

(選任等)

第13条 役員は総会において選任する。

- 2 監事については、会員以外の者から選任することができる。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 3 会計役は、本会における資産の管理、運用及び決算に関する業務を司る。

- 4 事務局長は、事務局を統括する。
- 5 運営委員は本会の運営及び事業の推進を図る。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 資産及び会計の状況を監査すること
 - (2) 役員の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 資産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、役員会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会若しくは役員会の招集を請求し、又は総会若しくは役員会を招集すること
- 7 会計役、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、会長が運営委員の中から指名した者がその職務を代理する。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員を置く場合、その役員は予算の範囲以内で有給とすることができる。

- 2 役員には、予算の範囲以内で費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者又は本会に功労のあった者の中から総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べるることができる。ただし、表決に加わることはできない。

4 顧問は、無報酬とする。

5 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会

(種類)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、個人会員及び団体会員をもって構成する。

2 個人会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 団体会員は、総会において、代表者1個の議決権を有する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) その他業務に関する重要事項で役員会において必要と認めるもの

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 審議事項及び議決事項

(3) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、その会議において選任された議長が、署名をしなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第27条 役員会は、監事以外の役員をもって構成する。

(権能)

第28条 役員会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第29条 役員会は、通常役員会と臨時役員会の2種とする。

2 通常役員会は、年に1回開催する。

3 臨時役員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 監事を除く役員現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって、招集の請求があったとき

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(4) 第14条第6項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第30条 役員会は、前条第3項第4号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 役員会は、監事を除く役員現在数の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。

3 臨時役員会は、必要に応じて電子メールやその他の通信手段を用いて審議を行い、決定することができる。この決定に関しては、監事を除く全役員の過半数の同意をもってなされる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 資産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会計役が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算)

第33条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、総会の議決を得なければならない。また、事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告、収支計算書として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第34条 会長は役員会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款の変更は、総会議決を得なければならない。

(解散)

第37条 本会は、総会において出席した議決権を有する会員の4分の3以上の議決を経なければ解散できないものとする。

(残余資産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する資産は、総会において会員現在数の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第39条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。事務局は事務局長及び事務局員で構成し、事務局長がこれを代表する。

2 事務局員は、会長が委嘱する。

3 事務局の組織運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第40条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 役員及び事務局員の名簿

(4) 総会及び役員の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6)その他必要な帳簿及び書類

第10章 企画委員会

(設置等)

第41条 役員会のもとに企画委員会を置く。企画委員会は企画委員長及び企画委員で構成し、企画委員長がこれを代表する。

(選任等)

第42条 企画委員は若干名とし、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 企画委員長は、選任された企画委員の互選による。

(職務)

第43条 企画委員会は、本会の実施する事業の企画を主管する。

第11章 編集委員会

(設置等)

第44条 役員会のもとに編集委員会を置く。編集委員会は編集委員長及び編集委員で構成する。

(選任等)

第45条 編集委員は、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 編集委員長は、選任された編集委員の互選による。

(職務)

第46条 編集委員会は、本会の発行する会誌その他の出版物の編集業務を主管する。

第12章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、本会の設立の日(平成23年1月8日)から施行する。

2 本会の会費は別表1のとおりとする。

(別表1)

会 員 種 別	年 会 費
個人会員	3,000円

団体会員		10,000円
賛助会員	一口	30,000円(1口以上)

3 本会設立後、最初の会計年度は、本会設立總會終了の日から平成24年3月31日までとする。

附則

この定款は、平成26年月28日から施行する。

附則

この定款は、平成27年7月11日から施行する。

附則

この定款は、令和元年6月29日から施行する。